

東日本大震災 福島原発事故から5年

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

平成28年度
関東十県会定時懇談会のお知らせ
日時 平成28年6月25日(土) 13時
場所 横浜ロイヤルパークホテル
宴会棟3階鳳翔の間

神奈川県のアウトライ
ンと天祥をモチーフに
した神奈川県弁護士会
のロゴマークです。

追悼の夕べ



懐かしい我が家への想いが灯る

3月10日、東日本大震災、福島原発事故から丸5年を迎えるなか、横浜公園の広場では、福島県からの避難者や支援者からなる実行委員会の主催により、第3回目となる「3・10東日本大震災かながわ追悼の夕べ」が開催された。

広場いっぱいには置かれたキャンドルの灯が揺れるなか、東日本大震災・福島原発事故に関連して亡くなられた方々へ追悼がさげられ、音楽の演奏が行われ、避難者たちの思いが語られた。追悼の夕べに賛同し、毎年出演しているウクライナ出身の民族楽器バンドウーラ奏者カテリーナさんからは、「花が咲く」、「アヴェ・マリア」等の歌とバンドウーラ演奏があり、チェルノブイリ原

シンポジウム

また同日、当会の主催で「フクシマ原発事故から5年 避難者の日々、被害の実相」と題するシンポジウムが開催され、第一部では母子避難者5名の話があり、第一部では除本理史教授(大阪市立大学大学院経営学研究所)から被害の実相について講演があった。

第一部では、母たちの率直な思いが語られた。子どもの健康への影響の不安、家族離散への思い、原発事故について未収束であるのに「復興」と称して終わったこと、これに不満を感じていること、理不尽さ、近隣住民からの「線量の低い地域から何でわざわざ避難しているの?」「いつ帰るの?」

生活のため弁護士を頼る人は絶えない

中でも母たちが切実に訴えていたのは、住宅無償提供切り後の生活の不安である。国や福島県は、来年3月で避難指示区域外からの避難者に対する住宅無償提供を打ち切る方針を決めたが、十分な賠償がなされない区域外避難者にとって、住宅無償提供は生活を支える命綱である。これを打ち切られるということ、放射能による子どもの健康の不安に怯えるなか、住宅費が払えないならば、子どもを連れて福島に戻り、被ばくすることを強いられるに等しい。子どものいのちや健康を守りたい、という必死の訴えだった。

神奈川県内には今もなお、3527名(本年4月1日現在)もの人が福島県から避難している。当会では、避難者を対象とした原発説明会・相談会を定期的に実施しており、4月23日にも実施したが、未だに弁護士の法的支援が行き渡っていない避難者も少なくなく、支援継続の必要性が窺われた。

4月12日、当会会館で憲法問題シンポジウムが開かれた。講師として埼玉大学教育学部の中川律准教授を招き、「教育改革が目指すもの」教育改革と安保法の関連を探る」と題し、教育の観点から安全保障法を考える講演会が行われた。

憲法問題シンポ 教育改革と 安保法の関連を探る

平成18年に教育基本法が改正(「教育改革」という)されたとき、国家による過度の教育内容の統制が行われるのではなにかとの懸念があった。改正前の教育基本法で

教育改革が目指すものは、戦争との関係で、今年施行された安保法制と深い関連がある。公権力にコントロールされた道徳・公民教育がなされ、上意下達の仕組が浸透すると、批判的思考の鈍麻が引き起こされる。戦争を防ぐには、国・社会によって注入される「善いこと」に対し批判的に思考することが必要であるが、教育改革は、その思考を奪う危険があり、その点に注意をしなければならぬとの結論であった。

教育改革の問題点を語る中川准教授

参加人数は110名を超え、活発な質疑応答が続き、石黒康仁憲法問題対策本部長代行の挨拶で閉会した。有意義な約2時間の講演会だった。

(本間 久雄)

山ゆり

早いもので、私は今年で弁護士となって8年目となった。最初は何もかも知らない中で暗中模索を繰り返していたら、あつという間に年月を重ねて今に至っている。色々な事件を経験していく中で、日々、成長を実感していくとともに、やりがいを感じている。弁護士になって本当に良かったと年月を経る毎にますます強く実感している。ただ、人々の人生のかかった質量ともに重たい案件を扱うことから、強いストレスに晒されるのは弁護士の仕事の性質上やむを得ないことである。長く仕事を続けていくためには、ストレスコントロールが重要だと認識している。私は、週に1回は必ず仕事を休んで、三浦半島や丹沢、多摩などにおもむいて自然の中を歩くようにしている。緑に包まれると、知らず知らずのうちにリラックスでき、嫌なことも自然と忘れていく。また、歩いた後に入る温泉は最高である。極楽というのはまさにこのことを言うのではないかと思う。適度に力を抜いて物事に取り組むのことで、「いい加減」となって、何事も長続きする秘訣だと考える。皆さんの「いい加減」は何であらうか。

(本間 久雄)

日弁連事務次長の

「日常」はジェットコースター？

会員 二川 裕之

私は、1月1日付で日弁連事務次長に当会から推薦いただき初めて就任しました。事務次長は、職員次長1名を除く6名が弁護士で、東京弁護士会2、第一東京弁護士会1、第一東京弁護士会2、当会1という構成で、うち女性2名です。

事務総長の指揮下で正副会長を支えるのが次長の役目だと認識しています。なお、今年度初めて、総次長全員が40期代となりました。

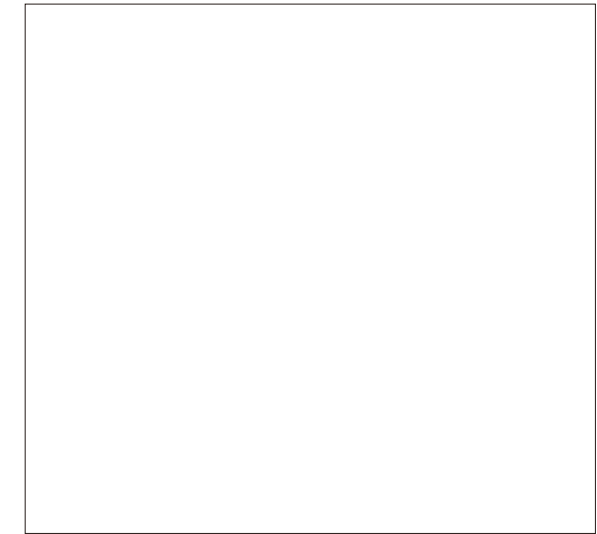
私の担当する委員会等は、民事司法関係、法曹養成関係、死刑廃止関係を中心に、28個あります。日々の業務は本主に幅広く、各種基幹会議(理事会、正副会長会、議案打合せなど)や担当委員会等への出席、文書決裁から職員の業務評価や採用面接に至るまで、自分で言うのもなんですが、非人間的な分量をこなしています。そのほか、対外的にも、議員面談、関係省庁等との協議等に頻繁

に参加しています。そのため、普段は、霞ヶ関の弁護士会館16階の総次長室(掃除長)室ではない)で執務しているのですが、不在にしていることが多いです。次長が部屋に戻ると、秘書が在室ランプを付けるため、案件の相談のために職員がどっと押し寄せ、あつという間に総次長室の前には行列ができています。手慣れた職員にかかると、昼食を食べていようが、エレベーターに乗っていないようが、会議中であろうが、必ず捕まえられてしまいます(笑)。

朝8時台の会議も決して稀ではなく、夜の各種懇親会に至るまで、日中は寸分の隙間もなくスケジュールがびっしりのことが多いです。ただ、「総次長は早朝に出勤するから、次長は自重を」との総次長室の格言(?)を遵守すべく、総長よりは遅く出勤することを心がけています。

単位会と日弁連とで感じる大きな違いは、圧倒的な情報量とスピード感です。連日のように目まぐるしく情勢は変わり、突発事態が起きるのがむしろ「日常」です。それに適時適切に対応していくためには、即時の判断・決断が必要です。スリリングなジェットコースターに乗っているようなものではないでしょうか。

組織内で、しかもいわば官僚として働くということは、なかなか新鮮で興味を尽きません。客観的には責任が重く、ストレスの多い過酷な労働環境ですが、優秀な職員と気遣いのある正副会長、総次長に助けられながら、主観的には充実した日々を元気に過ごさせてもらっています。是非とも多くの当会会員に日弁連の活動に目を向けてもらい、そして機会に恵まれれば弁護士嘱託ひいては事務次長にもチャレンジしてもらいたいと思います。きつと得難い貴重な経験が得られ、視野が大きく広がり、今後の弁護士業務においても必ず役立つものと確信します。



「F次長の二チベンの日常」をほぼ毎月1回のペースで会員MLにアップしておりますので、会員の方はそちらもご愛読いただければ幸いです。

日弁連に常勤のため、当会において私の姿を見かけることはほとんどないでしょうが、忘れることなく、今後ともご支援・ご協力のほどをよろしくお願いたします。

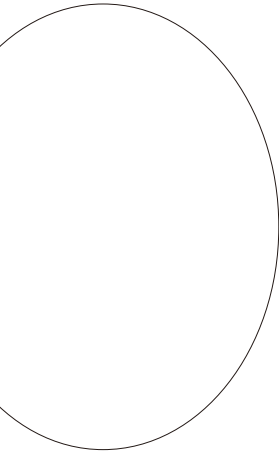
連載

戦後70年と横浜軍事裁判

第8回

福岡俘虜収容所相当分所事件と飛鳥田一雄

会員 間部 俊明



飛鳥田一雄弁護士

長崎県北松浦郡杵木村(現佐世保市杵木町)にあった福岡俘虜収容所第18分所(相当分所)の所長であるI中尉が、収容中の連合軍俘虜3名に対し殴打暴行を加え、また十分な食料を与えず、あるいは営倉に監禁する等の虐待を加え、そのうち1名を死に至らしめた等として起訴された。31号事件(以下「本件」)である。

これに対し、弁護側は、死亡した俘虜を営倉に入れたのは、その俘虜が支給した毛布を勝手に切断してシャツを作るという違法行為をしたから、俘虜取扱規則の定める分所長の権限に基づき、事実調査をしたうえで、営倉処分として行ったものであること、営倉では、毛布3枚、握り飯、副食等を与えていたし、I中尉は、営倉処分を執行する前も後も、その俘虜に殴打暴行をしておらず、俘虜虐待の事実がないことを主張し、被告人質問並びに証人尋問により立証した。

海軍がダム建設工事を行い、相当分所の俘虜約250名を働かせていた。そのことは、もう1つの同分所事件であるI37号事件の起訴理由概要に書かれている。I37号事件当時、海軍が相当分所を管理していたが、その後、陸軍が管理するようになった。

軍に要求したが、「俘虜舎に作るのであればやらぬ」と言われ、職員と俘虜が協力して煙突付きのストープを取り付けていた。また、医務室は、I中尉が「毎日毎日お百度を踏み」作った。海軍からは、「君らは敵国人をあまり可愛がりすぎるから、いろんな事件が起きるのだ」と文句を言われたが、俘虜と野球の試合を何度もやったり、作業が早く終わったときは、演芸会をやらせた。弁護人は、それらの証言を引き出している。

更に、弁護人は、I中尉が、日頃から、「私的制裁をやってはならない、絶対禁止だ。もし、そうした事実を見たり、俘虜から言われた時は届け出るように」と命令していたことを立証した。

日本人弁護士を務めたのは、後に国会議員になった飛鳥田一雄である。飛鳥田は、大正4年生まれで、昭和14年、24歳で高等文官試験に合格し、昭和16年6月、26歳で横浜弁護士会に入会した。この事件を受任した当時、31歳だった。

検察側は本件で、18通

ともに、検察側が提出した口供書の証拠能力を争う等と書かれている。反対尋問を経ていない口供書は証拠とすべきではないし、証拠として採用するとしても、信用性はなにとメモは書く。

ところが、昭和21年5月4日、軍事委員会は、I中尉に絞首刑の判決を言い渡し、翌年2月14日、絞首刑が執行された。飛鳥田は、衝撃をもって判決と執行を受け止めたはずである。

相当分所では、海軍が分所を管理していた時代に俘虜43名が死んでいて、137号事件では、衛生施設が不良であるのに改善を怠り、罹病俘虜に重労働を強制して死亡させたこと等が罪状とされたが、指揮官は絞首刑を免れていた。

衛生施設の改善につとめたI中尉がなぜ絞首刑となつたのか。両事件を比較しての検証が求められている。

(次回へ続く)

第6回市民会議 開催

市民委員の意見反映を

3月25日、当会会館にて、「弁護士会の公益活動」をテーマに、第6回神奈川県弁護士会市民会議が開催された。

市民会議は、市民からの要望、意見を広く聴取し、当会の活動運営に反映させることを目的に、地域の様々な分野から委

嘱された10名以内(現在8名)の委員を構成員とし、年に2〜3回開催されている。当会の取り組みが、活動は多岐にわたるが、今回は、人権活動に顕著な成果を上げた人・団体を対象とする人権賞の贈呈及び法教育活動を取り上げ、議論がなされた。

人権賞受賞歴のあるNPO法人代表者である市民委員からは、組織の発展段階で受賞したことに伴い、活動の励みになることともに行政等へのアピールにもつながったという報告がなされた。

法教育センターの活動は、現在、中学生、高校生を対象とした出前授業、模擬裁判、作文コンクールが開催や教員向け研修等が中心であり、市

市民委員からは、活動を高く評価する意見が寄せられるとともに、学生が社会に出る前に、働く上で必要な法律知識を身につけてほしいという提案もなされた。

上記議論に引き続き、昨年11月の第5回市民会議でも取り上げた会名変更に伴う広報活動について、市民委員の意見も参考に、ロゴマークの作成、神奈川新聞への紙面広告の掲載、記念無料法律相談の実施等を予定していることが報告された。

市民会議は、今年度三年目を迎えたが、当会としては、市民委員の意見を具体的にどのように会の活動に反映させるかが今後の課題である。

(会員 滝島 広子)

方を取材した。「津波は何年かごとにやってくる。命は

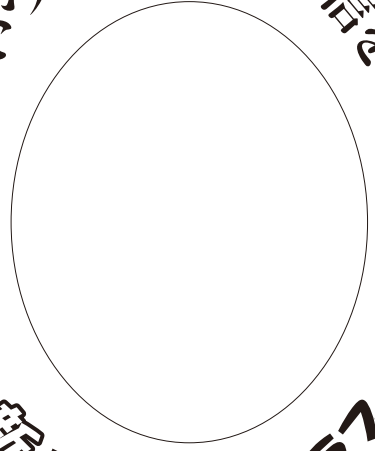
り、県政担当だったが無理を言いつて被災地に赴いた。彼女

れた独居老人が持つ選択肢は少なく、県外の長男宅に身を寄せる他なかった。発生から

一か月。世の中の被災地への関心が薄れる中「忘れてほしくない」その一心で彼女に密着し作った番組は、稚拙ながらも賞を頂き国内外で放送される機会を得た。あれほど強い思いを抱いた経験は後にも先にもない。

いつかこの地で発信を

皆さんから記者クラブ



テレビ神奈川に入社し1年が過ぎた。出身は、緑美しい岩手県。3年前まで地元テレビ局で故郷の今を伝えていた。東日本大震災では内陸で取材中に大きな揺れを体験した。その後は、これ以上死者が出ないことを祈りつつ、数分おきにやってくる余震の対応や情報収集に追われ会社に寝泊りする日々。熊本地震の避難所の映像を見ると当時のことを思い出し胸がしめつけられる。

中でも忘れられないのは、沿岸・宮古市に住んでいた80代の女性だ。震災のちょうど1年前、昭和の大津波の体験談を紙芝居にして長年子どもたちに語り聞かせていたその

んでん。自分の命は自分で守れ。彼女の安否が気にな

は近くに住む妹の家に避難し無事だった。しかし家を流さ

神奈川には縁もゆかりもない。しかし、海と調和した綺麗な街並みに魅せられ、次第にこの街を好きになっていく自分がいる。いつかこの地でも誰かと思いを共有し、それを発信出来たらと思っている。

(テレビ神奈川 報道部 船越 莉加)

第2回 付添人クリニック

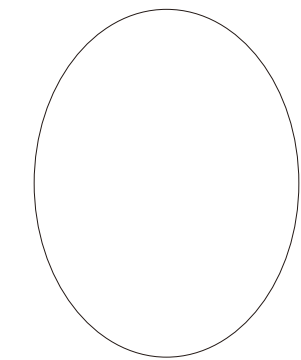
少年の共犯事件について

理事者室 だより

ヨコベンからカナベンに

副会長 高橋 健一郎

理事者に引き継がれるはずであった。しかし、今年度は少し事情が違った。その日は、朝、支部会



4月1日午前8時30分、新年度理事者の仕事は、弁護士会館の「神奈川弁護士会」の看板除幕式から始まった。例年通りであれば、「理事者室」もその日までに新理

内各所で会名変更のビラ配りなどが行われている。その映像が、支部会

「神奈川弁護士会」から「ヨコベン」に変わった。これは、理事者室の坂本正之前年度副会長のもとに届き、理事者室では、その夜の「新会名記念式

そんなことを思いながら、神奈川県弁護士会初年度の理事者室は動き始めた。

4月14日、当会会館において第2回付添人クリニックが開催された。同クリニックは、少年事件に関する活動につき、各回のテーマに沿った若手

ともに、参加者が自身の活動等について気軽に質問できる場である。今年度から少年専用希望者名簿の運用が開始されたことに伴い、対象を全会員

変参考になるものだった。参加者からも、審判まで長期化した事案について体験談の報告があった。

会員からの事例報告と、アドバイザーのベテラン会員から豊富な経験に基づき助言等がなされると

第2回のテーマは『共犯』であった。原田聖哉

アドバイザーの栗山博史会員からは、示談の進め方や、共犯者間で供述が食い違う場合の少年への伝え方等、少年の共犯事件において一般的に注意すべき点について解説がなされた。会場からは多数の質問も出され、栗山会員や参加者の間で活発な意見交換がなされた。

報告する原田会員

共犯事件につき、逮捕から審判までの各手続において行った活動について報告があった。同事例では、観護措置がとられず、逮捕から審判まで期間が長かったため、少年の反省の気持ちの持続は難しく、その間の環境作りの内容は大

今年度のクリニックは、第6回まで開催される予定であり、少年事件に興味のある全ての会員にとって大変有益な内容なので、是非参加してほしい。

(会員 神田 木綿子)

かなパブ最前線

雪のふるさと新庄

私は、平成24年12月に弁護士登録後、かながわパブリック法律事務所での約2年の養成期間を経て、平成26年12月に新庄ひまわり基金法律事務所に赴任した。

山形県新庄市には、山形地家裁新庄支部がある。

新庄市周辺(最上地方)は、雪のふるさとと言われるほどの豪雪地帯であり、雪によって生じる近隣紛争などが多い。また、農業が盛んで、農地の売買など、横浜ではあまり出会うことのないような種類の事件に遭遇することも多い。

それ以外に、相続財産管理人や破産管財人などを務めることも多く、充実した日々を送っている。

ところで、日々執務をしていると、依頼者から様々なものをいただく。いたたく物は、私がいまだに抱えられているくらい大きな白菜やさくらんぼ、梅干(6パック!)など様々である。依頼者が丹精こめて作った新鮮な野菜をもらったりすると非常に嬉しく、ウキウキしながら自宅に持って帰って食べている。

また、「事務所で執務すること」にこだわり過ぎないように意識をしている。例えば、視覚障害者が依頼者である事件の打合せは、依頼者の自宅へ訪問して行っている。施設入所者が法律相談をしたいといえ、施設に足を運ぶこともある。移動の間はかかると、私が行くだけで喜んでもらえるので、希望者がいるときは出来る限り柔軟に対応している。

刑事事件については、大半が山形市にある本庁に起訴されるので、自動車ですぐ移動する。冬の間は雪で前が見えなくなることも多いので、なるべく自動車移動しないようにしている。幸い新庄駅は、山形新幹線の終着駅であり、新庄市から山形市まで新幹線なら45分程度で移動できるので、非常に便利である。

普段、執務をしている中で分らないことは、かなパブに電話して聞いたりしながら事件処理をしている。一人で執務をしていると不安になることもあるが、かなパブにはいつでも親身になって相談ののってくれる先生達がいるということが心の支えになっている。

家庭裁判所長歓迎会

人柄伝わり 和気藹々

大門横浜家裁所長

4月11日、大門区横浜家庭裁判所長歓迎会が萬珍楼にて開催された。当日は、32名の会員が出席し、大門新所長の就任を祝った。

所長は34期。少年法改正や成年後見

制度の創設に深く関わってこられた。そこで、乾杯後は、同期の千葉景子会員をはじめ、高齢者・障害者の権利保護に長年携わってきた川島志保会員(33期)と延命政之会員(42期)が祝辞を述べた。

祝辞のトリは木村良二会員(32期)。自身の法テラス神奈川所長退任挨拶のため、大門所長を訪ねた際のエピソードは、所長のふところの深い素晴らしい人柄が十分に伝わるものであった(字数等の関係で詳細はお伝えできないが、新理事者就任披露懇親会での会長の長めのスピーチについても、会を引っ張っていく強い気概を感じたと大変おほめいただいたことなど)。

所長は多趣味でもあり、歓迎会の前日まで合宿に参加されていたテニスのほか、卓球でもスポーツ新聞で取り上げられたほどの腕前とのことである。

和気藹々とした歓迎会には、高橋健一郎副会長による中締め挨拶で幕が閉じられた。

(会員) 武藤 一久

球春到来!

新生! 野木マリナーズ!

現在、赴任して約1年半が経過した。そろそろ任期も折り返し地点にさしかかる。残りの任期もかなパブ精神を忘れず、

最後まで全力で全うしたいと思う。

(山形県弁護士会会員) 神永 夕貴

4月16日、毎年恒例となる、三港対抗野球大会(名古屋ローヤーズ、神戸ドルフィンズ、横浜マリナーズ)が、名古屋市内で開催された。

今シーズンのマリナーズは、監督・野木大輔、主将・西村誠とする新体制

制となり、野木監督にとつては、対外遠征の初陣であることから、部員一同、なんとしても、野木監督の初陣を勝利で飾ろうと意気込んでいた。

しかし、そんな気合が空回りしたのか、初戦の対名古屋戦では、日弁連屈指の好投手広田を前に、マリナーズ打撃陣は一安打と沈黙。投手陣も森弘史を中心に好投を続けたものの、終盤に力尽き、0対5とマリナーズは敗北した。

そんなふがないチームに喝を入れたのが、新進気鋭、2年目の辻居弘平であった。名古屋戦で出場機会がなかった鬱憤を晴らすかのように、2戦目の神戸戦では、3塁打を含む3安打と打撃陣を牽引した。投手陣も畑中隆爾が、4回を2失点(自責点1)と好投し、勝ち投手の権利をもつて、元鳴亮と交代。元鳴も2回を無失点に抑えた。最終回表に、マリナーズが3点を入れたことで、8対2というマリナーズ大量リードで最終回裏を迎え、この場面で、野木監督の盟友にして、この日投

前人未踏 82勝目を挙げた畑中投手

群の守備力で内野陣を統率していた長谷山尚城が満を持して登板。粘る神戸打線(や畑中からの「勝ちを消すなよ」というプレッシャー)を見事にはねのけ、8対5でマリナーズが勝利した。なお、無事勝ち投手となった畑中は、自身の勝利記録を前人未踏の82に伸ばした。

連勝とはいかなかったものの、野木監督の対外遠征初陣に勝利を添えることができた。

マリナーズの2016シーズンは始まったばかりであり、今年こそ、悲願の日弁連全国野球大会の優勝を目指し、日夜練習に励んでいる。

(河野 隆之)

編集後記

この新聞を作る委員会は編集委員会と云います。4年ほど前までは広報委員会だったのですが、未だに私の頭の中では広報委員会のままであります。ここにきて新聞の名前も新しくなりました。前の名前と本当の名前のごちゃごちゃが大変ですが、それが歴史を重ねるということなのでしょう。


- デスク 勝俣 豪
- 記者 市川 統子
常磐 重雄
長谷川 篤司
山田 一誠
本間 久雄
川添 啓明

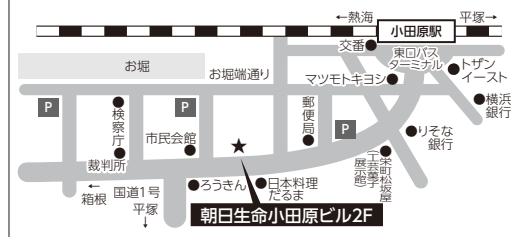
神奈川県弁護士会 小田原法律相談センター

電話/0465-24-0017 予約受付時間/月～金 9:30～17:00

- ◆総合相談(30分以内・5,000円)
 - 月 9:50～11:50
 - 火・水・木 13:30～15:30
 - 金 9:50～11:50
 - 13:30～15:30
- ◆相続相談(30分以内・5,000円)
 - 第1・3火 9:50～11:50
- ◆債務整理相談(30分以内・無料)
 - 月 13:30～15:30
 - 木 9:50～11:50
- ◆離婚相談(30分以内・5,000円)
 - 第2・4・5火 9:50～11:50
- ◆交通事故相談(30分以内・無料)
 - 第1・3水 13:30～16:00

インターネット予約は
ひまわり相談ネットから





朝日生命小田原ビル2F